

法務省矯成第3322号

平成18年5月23日

改正 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号

平成20年5月30日付け法務省矯総第3435号

平成21年12月8日付け法務省矯成第6474号

平成23年5月23日付け法務省矯成第3007号

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について（依命通達）
本日、受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3321号大臣訓令。以下「訓令」という。）が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行されることとなりましたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配意願います。

記

1 制限区分の評価の基準（訓令第3条及び第5条）訓令第3条又は第5条に規定する制限区分の指定又はその指定の変更にあたっては、訓令第4条各号に掲げる事項の評価に応じて、次の基準により行うこと。

(1) 第1種の指定基準

第1種の指定は、次のいずれにも該当すると認められる場合に限ること。

ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度

犯罪を犯した者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下「社会内処遇規則」という。）第28条に規定する悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められること。

イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況

勤労の意欲が高く、かつ、職業上有用な知識及び技能を習得し、又は習得する見込みがあること。ただし、高齢その他の理由により就業が困難なものについては、この限りでない。

ウ 社会生活に適應するために必要な知識及び生活態度の習得状況

規則正しい生活習慣、健全な考え方、建設的な生活設計等を有しているこ

と。

エ 受刑中の生活態度の状況

生活態度が良好な状況が継続し、又は継続する見込みがあること。

オ 心身の健康状態

集団処遇が可能な状態にあること。

カ 社会生活の基礎となる学力の有無

社会生活の基礎となる学力があること。

(2) 第2種の指定基準

第2種の指定は、次のいずれにも該当すると認められる場合に限ること。

ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度

社会内処遇規則第28条に規定する悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められ、又は認められる見込みがあること。

イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況

勤労の意欲があり、かつ、職業上有用な知識及び技能を習得し、又は習得する見込みがあること。ただし、高齢その他の理由により就業が困難なものについては、この限りでない。

ウ 社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度の習得状況

規則正しい生活習慣、健全な考え方、建設的な生活設計等を有し、又は有する見込みがあること。

エ 受刑中の生活態度の状況

記1の(1)のエと同じ。

オ 心身の健康状態

記1の(1)のオと同じ。

(3) 第3種の指定基準

第1種、第2種及び第4種の指定基準に該当しないこと。

(4) 第4種の指定基準

第4種の指定は、次のいずれかに該当すると認められる場合に限ること。

ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度

犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度が著しく低いこと。

イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況

正当な理由なく作業を怠るなど勤労意欲が著しく低いこと。

ウ 社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度の習得状況

集団処遇が困難な状況であること。

エ 受刑中の生活態度の状況

生活態度が不良な状況が継続し、又は継続する見込みがあること。

2 移送された受刑者の制限区分の指定

制限区分の指定を受けた受刑者が他の刑事施設に移送された場合には、原則として、移送前と同一の制限区分に指定するものとする。

3 定期又は随時の評価の時期（訓令第5条関係）

第4種の制限区分に指定されている受刑者については、執行すべき刑期が10年以上の場合であっても、随時の調査を行うことにより、少なくとも6月ごとに1回評価が行われるように配慮すること。また、記7の働きかけの結果、第4種の制限区分に指定されている受刑者が上位の制限区分に指定できるものと認められた場合には、速やかに随時の調査を行うことにより評価が行われるように配慮すること。

4 第3種に指定されている受刑者の居室の指定

規則第49条第2項の規定により、第3種に指定されている受刑者の居室として同条第1項に規定する室を指定できるのは、原則として、第2種に指定されている受刑者の居室として指定してもなお指定することが可能な場合とすること。

5 制限区分に応じた規律及び秩序を維持するための措置の基準

規則第49条第6項の規定により規律及び秩序を維持するための措置の制限区分に応じた実施の頻度及び態様の基準を定める場合、及び制限区分に応じたその他の処遇の基準を定める場合においては、当該施設の実情に応じて、おおむね次に掲げる事項を含めるようにすること。

なお、個別具体の事情に応じ、臨機の判断が可能であるとともに、本制度の効果的な運用に資すると認められる場合には、同じ制限区分において、段階的に異なる基準等を定めることも差し支えないこと。

- (1) 身体等の検査
- (2) 調髪
- (3) 刑事施設内の移動時における職員の同行
- (4) 刑事施設外処遇
- (5) 起居動作の時間帯
- (6) 自己契約作業
- (7) 面会の立会い等
- (8) 面会の場所
- (9) 信書及び受刑者が作成した文書図画の検査
- (10) 電話等による通信の確認等
- (11) 矯正処遇又は余暇時間における職員の監督
- (12) 施設の設備又は備品の整備

6 昼夜居室処遇者に対する処遇上の配慮事項

昼夜居室において処遇を行う受刑者（法の規定により隔離されている者及び未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）については、それぞれの制限区分に留意して処遇を行うほか、特段の事情がない限り、1月につき2回以上、次に掲げ

る方法によることなどにより、他の受刑者と接触する機会を与えること。

- (1) グループカウンセリング
- (2) 集団討議（複数でビデオ視聴させ、感想を述べ合わせる程度でも可）
- (3) 運動の集団実施
- (4) 適当と認められる者により一時的に集団を形成し、作業をさせたり、グループワークを実施するなどによる集団生活に慣れさせる機会の付与

7 第4種の制限区分に指定されている受刑者への働きかけ

規則第49条の2の規定により、第4種の制限区分に指定されている受刑者（法の規定により隔離されている者を除く。）に対し、上位の制限区分に指定を変更できるよう働きかけを行うに当たっては、その心情を把握するとともに、第4種の制限区分に指定されることとなった原因の除去に努めることを旨とし、記6により他の受刑者と接触する機会を与えるほか、次に掲げる方法が考えられること。

- (1) 平成19年5月30日付け法務省矯成第3349号当職通達「少年施設の職員による処遇共助の実施について」記2の(1)のアの規定によるカウンセリング
- (2) 職員による面接
- (3) 精神科医師による診療
- (4) 篤志面接委員による面接
- (5) 教誨師又は外部講師による講話
- (6) 集団生活への適応に向けて適当と認められる内容の視聴覚教材の視聴